

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年四月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年四月十日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

<p>行田蓮田線</p>	<p>路線名</p>
<p>行田市大字埼玉字百塚通四九五九番一 地先から 同市大字埼玉字百塚通四八六二番一 地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和二年四月十日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十八年十二月二十七日付け埼玉 県行田県土整備事務所長告示第七号で 告示した道路予定区域の一部供用開始 である。 延長三五一・八〇メートル</p>	<p>備考</p>